

## ○ 平成30年度標準保険料率の算定結果

No.2

### <市町村標準保険料率>

- ・市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す(国民健康保険法第82条の3第1項)
- ・県内統一の保険料算定ルール(所得割率、均等割額、平等割額の3方式ほか、運営方針第3章第4節に記載のとおり)により算定し、市町間比較を行うもの

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
津市	7.35%	29,494円	20,930円	2.58%	10,374円	7,362円	2.19%	11,428円	5,781円
四日市市	7.12%	28,596円	20,293円	2.39%	9,629円	6,833円	2.17%	11,342円	5,738円
伊勢市	6.37%	25,587円	18,157円	2.52%	10,130円	7,188円	2.12%	11,077円	5,604円
松阪市	6.79%	27,256円	19,342円	2.43%	9,770円	6,933円	2.16%	11,264円	5,699円
桑名市	7.51%	30,150円	21,395円	2.43%	9,756円	6,923円	2.08%	10,878円	5,503円
鈴鹿市	7.09%	28,457円	20,194円	2.51%	10,112円	7,176円	2.11%	10,996円	5,563円
名張市	6.44%	25,867円	18,356円	2.37%	9,545円	6,774円	1.96%	10,250円	5,185円
尾鷲市	6.54%	26,247円	18,626円	2.44%	9,832円	6,977円	2.17%	11,309円	5,721円
亀山市	6.44%	25,857円	18,349円	2.39%	9,610円	6,819円	2.10%	10,952円	5,541円
鳥羽市	6.82%	27,394円	19,440円	2.57%	10,348円	7,343円	2.18%	11,380円	5,757円
熊野市	6.40%	25,707円	18,242円	2.51%	10,107円	7,172円	2.18%	11,404円	5,769円
いなべ市	7.09%	28,475円	20,207円	2.35%	9,445円	6,702円	2.10%	10,983円	5,556円
志摩市	6.08%	24,422円	17,330円	2.41%	9,690円	6,876円	2.43%	12,688円	6,419円
伊賀市	7.03%	28,225円	20,029円	2.47%	9,949円	7,060円	2.30%	12,012円	6,077円
木曾岬町	7.07%	28,377円	20,138円	2.24%	9,027円	6,406円	1.89%	9,866円	4,991円
東員町	6.17%	24,771円	17,579円	2.28%	9,189円	6,521円	2.00%	10,465円	5,294円
菰野町	6.33%	25,413円	18,034円	2.36%	9,504円	6,745円	1.89%	9,859円	4,988円
朝日町	6.50%	26,086円	18,512円	2.38%	9,591円	6,806円	2.07%	10,782円	5,455円
川越町	5.60%	22,480円	15,953円	2.63%	10,597円	7,520円	2.38%	12,444円	6,295円
多気町	6.62%	26,560円	18,848円	2.72%	10,923円	7,751円	2.45%	12,790円	6,471円
明和町	7.41%	29,755円	21,115円	2.49%	10,035円	7,121円	2.19%	11,452円	5,794円
大台町	6.75%	27,106円	19,236円	2.42%	9,726円	6,902円	2.09%	10,923円	5,526円
玉城町	6.00%	24,066円	17,078円	2.61%	10,486円	7,442円	2.30%	12,000円	6,071円
度会町	6.07%	24,357円	17,284円	2.53%	10,171円	7,218円	2.19%	11,432円	5,783円
御浜町	4.64%	18,646円	13,232円	2.43%	9,791円	6,948円	2.01%	10,513円	5,319円
紀宝町	6.06%	24,311円	17,252円	2.54%	10,215円	7,249円	2.10%	10,958円	5,543円
大紀町	7.03%	28,232円	20,034円	2.34%	9,394円	6,666円	2.14%	11,180円	5,656円
南伊勢町	7.19%	28,850円	20,473円	2.29%	9,227円	6,548円	2.07%	10,819円	5,473円
紀北町	5.25%	21,064円	14,948円	2.44%	9,829円	6,975円	2.06%	10,737円	5,432円

### <都道府県標準保険料率>

- ・当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す(国民健康保険法第82条の3第2項)
- ・全国統一の保険料算定ルール(所得割率と均等割額の2方式)により算定し、都道府県間比較を行うもの

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
6.94%	39,480円	2.50%	14,137円	2.16%	16,065円

保険料(税)率は市町が決定するものであり、標準保険料率と実際の保険料(税)率とは異なります。

※ 標準保険料率の算定にあたっては、平成30年度納付金額から、平成30年度の市町個別事業(保健事業、出産育児諸費等)、個別収入(交付金、過年度の保険料収納見込等)を12月時点で見込んだ金額を加減算して算定しています。

※ 法定外繰入(決算補填目的の法定外一般会計繰入、市町基金からの取崩、前年度繰越金等)は勘案していません。